

日本外傷歯学会表彰制度規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本外傷歯学会会則第 19 条 2 項に基づき、日本外傷歯学会（以下「本学会」という。）の発展に優れた功績が認められた者の表彰及び若手研究者の学術奨励に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 表彰及び若手研究者学術奨励のために次の賞を設ける。

- (1) 日本外傷歯学会学会賞（以下「学会賞」という。）
- (2) 日本外傷歯学会学術賞（以下「学術賞」という。）
- (3) 日本外傷歯学会学術奨励賞（以下「奨励賞」という。）

(審査対象)

第 3 条 前条各号の審査対象は次の通りとする。

- (1) 学会賞については、過去から推薦年度までの貢献度を審査する。
- (2) 学術賞については、推薦年度までの功績を審査する。
- (3) 学術奨励賞については、推薦年度から将来に渡る発展性を審査する。

(表彰等対象者)

第 4 条 各賞の受賞対象は、本学会会員として相応しい者とし、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学会賞については、本学会会員としての経歴が連続 10 年以上であり、外傷歯学に関する教育・研究・臨床の向上及び発展への貢献度が顕著である者。
- (2) 学術賞については、本学会会員としての経歴が連続 5 年以上であり、外傷歯学に関する研究論文が顕著である者。
- (3) 学術奨励賞については、本学会会員としての経歴が連続 3 年以上の現役会員で、外傷歯学における将来性が期待される者。

(推薦・応募)

第 5 条 各賞に対する推薦・応募の方法は次の通りとする。

- (1) 学会賞については、日本外傷歯学会理事の推薦によるものとする。
- (2) 学術賞については、前条に定める受賞資格を有する者の応募とする。但し、応募にあたっては日本外傷歯学会理事の推薦状一通を要するものとする。
- (3) 学術奨励賞については、前条に定める受賞資格を有する者の応募とする。但し、応募にあたっては日本外傷歯学会理事の推薦状一通を要するものとする。

(4) 推薦・応募に必要な資料は別に定める。

(受賞者数)

第6条 各賞の受賞者数は各年度若干名とする。

(表彰選考委員会)

第7条 本会理事会は各賞の選考を行うため表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、学会長、理事のうちから若干名及び学会長が必要と認めた者を以て構成する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、学会長が委嘱する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(選考)

第8条 委員会は、各賞の受賞候補者（以下「候補者」という。）の選考を行うため、毎年度一回開催し、候補者を選出、決定するものとする。

- 2 委員会は、候補者を決定したとき速やかに理事会に報告するものとする。

(表彰の方法)

第9条 受賞者には、各年度の総会において賞を授与する。

(雑則)

第10条 この規程の改廃は、表彰選考委員会で検討し、理事会の決定をもって行う。

附則：この規程は、平成18年9月16日から施行する。

推薦・応募に必要な資料

1. 学会賞候補者

- 1) 履歴書（候補者自書。市販の履歴書用紙をご利用下さい。）
- 2) 学歴、職歴、本学会会員歴、及びその他社会活動歴（既定の様式はありません。）
- 3) 業績調書（候補者自書。同封の業績調書用紙をご利用下さい。）
- 4) 推薦状（推薦理事による。既定の様式はありません。）

2. 学術賞候補者

- 1) 履歴書（候補者自書。市販の履歴書用紙をご利用下さい。）
- 2) 学歴、職歴、及び本学会会員歴（既定の様式はありません。）
- 3) 過去3年間の研究内容（既定の様式はありません。）
 - (1) 研究課題（候補者自書。）
 - (2) 研究内容の要旨（候補者自書。1200字以内。）
- 4) 関連論文の別刷（各10部。）
- 5) 推薦状（推薦理事による。800字以内。既定の様式はありません。）

3. 学術奨励賞候補者

- 1) 履歴書（候補者自書。市販の履歴書用紙をご利用下さい。）
- 2) 学歴、職歴、及び本学会会員歴（既定の様式はありません。）
- 3) 過去2年間の研究内容（既定の様式はありません。）
 - (1) 研究課題（候補者自書。）
 - (2) 研究内容の要旨と将来展望（候補者自書。1200字以内。）
- 4) 関連論文の別刷（各10部。）
- 5) 推薦状（推薦理事による。800字以内。既定の様式はありません。）